

非常天災に伴う臨時休業の措置基準について

日頃より、本市教育に対してご理解とご支援をいただき、感謝申し上げます。

各校では、子どもたちが「自分の身は自分で守る」意識をもち、緊急時には正しい判断による行動が取れるよう、防災教育に取り組んでおります。家庭でも地域の避難場所の確認を含め、日頃からの御指導よろしくお願ひいたします。

玉野市教育委員会では、令和3年5月に災害対策基本法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、緊急時の臨時休業の要件並びに放課後児童クラブの対応について次のとおりとしております。

	警報発令	警戒レベル (水害・土砂災害についての避難情報)		地震発生時
学校臨時休業	朝6時の時点で 域内に 「暴風警報」 「大雨警報」 「大雪警報」 「特別警報」 等の発令	警戒レベル 5	「緊急安全確保」 命を守るために最善の行動を	夕方5時から 当日朝6時の間に 「震度5弱」以上 の地震が発生した 場合 (登校中発生し た場合)
		警戒レベル 4	「避難指示」 全員すみやかに避難先に避難	
		警戒レベル 3	「高齢者等避難」 高齢者や子ども等は避難 その他の人は避難の準備	
	※6時以降登校までに警報が発令された場合も、臨時休業とする			
注意して登校	朝6時の時点で 域内に 「洪水注意報」 「大雨注意報」 等の発令	警戒レベル 2	地域の避難場所や自らの避難行動 を確認	夕方5時から 当日朝6時の間に 「震度4」以下 の地震が発生した 場合
		警戒レベル 1	災害への心構え	

※「域内」=学区内だけに土砂災害警報等の局地的な警報が発生する場合があるので、その場合は対象地域校だけが臨時休業となります。

【登校後に臨時休業要件が発生した場合】

授業中に警報発令や地震が発生した場合の給食対応及び下校については、発令状況により判断する必要があるため、一斉メールや学校ホームページ等でお知らせいたします。

※小学校においては、警報等が発令された場合、放課後児童クラブも閉所になります。

【通学時に震度5弱以上の地震が発生した場合の対応について】

通学時に地震が発生した場合は、児童生徒はすぐに安全な場所に避難し、地震が落ち着いた後、学校か自宅か近い方へ向かうよう指導します。小学生の保護者の方は我が子が自宅にいない場合は、学校へ迎えに来てください。中学生については、状況により判断しますが、安全に帰宅できる場合は自力で帰宅させます。※児童生徒は震度等は把握できないため「大きな地震」として自己判断で行動します。（こうした状況では遅刻等の判断はいたしません）

早期に市内の警報等の発令状況を把握するため、保護者のみなさまは、積極的に「玉野市防災メールマガジン」への登録をお願いいたします。

登録メールアドレス : mail.tamano-city@raiden.ktaiwork.jp



翌朝までに暴風警報等の発令が予測される時は、玉野市教育委員会の決定により、当日の給食を中止する場合があります。（お弁当の準備をお願いすることができます。）